

炭酸検第 190 号
平成 18 年 1 月 25 日

本 社
J A S 認定工場 御中

財団法人日本炭酸飲料検査協会
会長 中野 賢一
(公印省略)

飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和 54 年 8 月 18 日農林水産省告示第 1182 号）の一部改正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお察しお慶び申し上げます。

日頃から J A S 格付業務及び認定業務の推進について、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 17 年 12 月 27 日付で農林水産省告示第 1999 号が告示され、飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部が、次のように改正されました。

農林水産省告示第 1999 号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）第 26 条の規定に基づき、食用植物油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和 47 年 3 月 9 日農林省告示第 310 号）等の一部を次のように改正する。

平成 17 年 12 月 27 日

農林水産大臣 中川 昭一

第 1～第 3 [略]

第 4 飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和 54 年 8 月 18 日農林水産省告示第 1182 号）の一部を次のように改正する。

別記様式 1 中「」を「」に改め、同様式に
次のように加える。

(4) 認定機関名は、円に近接した箇所に記載すること。なお、認定機関名は、略称を記載することができる。

(5) 炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。）若しくは果実飲料（瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。）又は表示可能面積がおおむね 150 cm²以下の飲食料品及び油脂にあっては、認定機関名は省略することができる。

以下 [略]

附則
(施行期日)

1 この告示は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 67 号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「旧法」という。）第 14 条第 1 項の規定により条例で定めるところにより農林物資の格付に関する業務を行っている都道府県（途中略）、旧認定製造業者（改正法附則第 6 条第 1 項に規定する旧認定製造業者をいう。）、（途中略）が、改正法附則（途中略）第 6 条第 1 項（途中略）の規定に基づき格付を行う場合における格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例によることができる。

本会のこの改正に対する対応は、次のとおりといたします。

(1) 略称については、本会の略称は、「**炭酸検**」の 3 文字のみとします。

(2) 認定機関名の字の大きさ又は高さについては、今回は特段の定めはありません。

通常、マークの「JAS」の文字の高さと同一か、円の外形の 5 分の 1 とされている事例がありますが、これらを基準にして、見やすい字の大きさ又は高さの文字を使用し、円の外縁に沿って**炭酸検**と記載して下さるようお願いいたします。（フルネームで記載した場合は、文字数が多く、文字の大きさを小さくしなければならないため、略称による記載をお奨めします。）



(3) 新しい様式での表示の開始時期は、現在の認定製造業者は、改正法附則第 6 条第 1 項の規定により、平成 21 年 3 月 1 日までの 3 年間は、従来の方式による格付ができると規定されているため、前記附則 2 の経過措置で、旧様式（認定機関名を入れない様式。）による表示についても、平成 18 年 3 月 1 日から最長 3 年間（平成 21 年 3 月 1 日まで）は旧様式での表示を継続することができますが、実行上は、平成 18 年 3 月 1 日以降、デザインの改版の時期にきた製品から順次切り替えていただくようお願いいたします。

敬具